

第8回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

1 日時 令和4年3月31日(水) 14:00～15:30

2 場所 三豊市危機管理センター 3階 災害対策本部室

3 出席者

(出席委員 10名)

- ・(1) 学識経験を有するもの A
- ・(2) 自治連合会の代表
- ・(3) 公共的団体の代表
- ・(4) 市立保育所長の代表
- ・(8) 市立保育所の保護者の代表
- ・(9) 市立幼稚園PTA役員の代表
- ・(10) 市立小学校PTA役員の代表
- ・(12) 地区公民館長の代表
- ・(13) 公募による者A
- ・(13) 公募による者B

(事務局 4名)

- ・十鳥 武志 教育総務課課長
- ・森 正憲 教育総務課課長補佐
- ・成行 秀紀 教育総務課課長補佐
- ・林 和樹 教育総務課副主任

4 欠席委員(5名)

- ・(1) 学識経験を有するもの B
- ・(5) 市立幼稚園長の代表
- ・(6) 市立小学校校長の代表
- ・(7) 市立中校長の代表
- ・(11) 市立中学校PTA役員の代表

5 議事等

- パブリックコメントの中止について
- スケジュールの変更について
- 委員の変更について

6 配付資料

冊 子：第8回会議資料

7 会議録署名委員

- ・ (13) 公募による者A
- ・ (13) 公募による者B

事務局

それでは定刻が参りましたので、ただ今から、第8回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、委員長よりごあいさつをお願いします。

委員長

皆さま、こんにちは。3月31日、年度末のお忙しい時期に、お集まりいただき、ありがとうございます。第8回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会ということで、本来であれば、パブリックコメントを終えて、最後の会となるところでしたが、事情がありまして、このかたちとなりました。内容については、議題として説明し、報告させていただきながら進めたいと考えます。よろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございました。本日は委員15名10名のご出席をいただいております。「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例」第5条第2項の規定により、出席委員が過半数を超えておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。なお、今回の会議について傍聴者の募集をしまして、本日1名の傍聴者がおられます。

それでは、議題に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

次第のほか、第8回会議資料となっています。それでは、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例第5条に従いまして、委員長に会議の議長をお願いいたします。委員長、よろしくをお願いいたします。

委員長

本日の会議の内容ですが、次第にもあるように、パブリックコメントの中止について、スケジュールの変更について、委員の変更について、です。会議の前にも説明がありましたように、発言の際には、マイクの操作をお願いいたします。それでは、議題に入る前に、議事録署名人を2名の委員にお願いいたしますので、指名させていただきます。今回は、(13)委員Aさんと(13)委員Bさんをお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。それでは、まずはじめに、パブリックコメントの中止について、報告事項となっております。事務局から説明をお願いします

事務局

議題1のパブリックコメントの中止について説明させていただきます。

第1回から第6回までの資料をもとにパブリックコメント用の答申書(案)を作成し、令和4年1月17日(月)から令和4年2月16日(水)の期間にパブリックコメントを実施するとして市ホームページに公開させていただき、意見を募集しておりましたが、途中で委員長協議や委員の皆様と連絡をさせていただき、取下げとさせていただきました。また、パブリックコメント終了後の2月に会議を開催としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、まん延防止等重点措置の期間

中でもあったことから、2月の会議については中止とさせていただきます。パブリックコメントの中止については、1ページをご覧ください。こちらは、三豊市意見公募に関する要綱となっております。第6条にあるように、実施機関は、施策等の策定、変更等を行う場合、提出された意見等を参考とすることができるのとあり、10年前にも検討委員会で作成した答申書(案)をホームページなどに公開し広く意見公募をした後、教育委員会に答申書を提出しておりました。今回も同様として、当初のスケジュールにより、パブリックコメントを実施することとして委員の皆様にご協議いただき答申書(案)をホームページに公開しておりました。2ページをお願いします。2ページは1ページの要綱全部を改正したもので、平成31年2月に改正となっております。第4条第2項で次のいずれかに該当するときは、意見公募手続きを行わず政策等の策定、変更等を行うことができるとあり、アンダーラインを引いている箇所の第1号によりますと、市が設置した審議会等又は市民会議が意見公募手続きに準じた手続きを経て策定した答申、報告等に基づき政策等の策定、変更等を行うとき、とあり、答申書を受ける前に意見公募パブリックコメントを実施していたこととなります。要綱を改正していることに気付くのが遅く、公表後に取下げとさせていただきます。要綱の改正に気付かず、ご迷惑をおかけしてしまい、申し訳ございませんでした。今回、答申書(案)を公表し、いただいた意見もありました。資料は添付しておりませんが、答申書(案)では最終ページに統合の枠組み予定として、表を添付しておりましたが、令和4年から令和13年までの10年間の内、前期5年間、後期5年間と区切り表記し、令和14年から令和33年までを将来構想として標記しておりましたが、少しわかりづらく、中学校に関しては、将来構想期間ではありませんが、2校にしていたこと、これが、いつになるのか分かりにくい、いきなり2校になるのではと、とらえられかねない、勘違いされやすいといったような表記となっていたことから、答申書については、全体を通して分かりやすいような表記にしたいと考えております。なお、今後の意見公募については、本検討委員会から教育委員会に答申書を提出いただき、その答申書の内容を踏まえ教育委員会において、三豊市立学校再編整備基本方針を策定し、その策定したものに対する意見公募を行いたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。今回のパブリックコメントの中止については、要綱の制度改正に気付かずパブリックコメントを実施したことから、スケジュールにも影響することとなり、委員の皆様にはご迷惑をおかけしまして申し訳ご

委員長

ありませんでした。今後の答申書については、分かりやすい標記に変更するなど検討し、進めていきたいと考えております。

以上で議題1のパブリックコメント中止についての説明を終わります。

ありがとうございました。以上、説明がございました。

今のお話ですと、意見公募に関する要綱が平成31年に改正されたわけですが、それ以前は第6条に従って、実施していたということです。そこで、今回、ホームページにも載せ、内容については、さまざまなご意見をいただいたということもあったようです。それによって、このまま答申をまとめるのが、難しくなったということです。急きょ、パブリックコメントを中止する、1週間くらいはホームページに上げられていたのでしょうか、その後、2月の検討委員会も中止、2か月ぶりに、今日、開催されているということです。このため、今年度中に答申を出すことが困難となり、次年度に渡りまして、継続せざるを得ないということです。今後についてですが、要綱の改正に従って、意見公募手続きを行わずに、施策の作成変更を行うことができるという規定、この検討委員会が、市が設置した審議会等又は市民会議に該当するのではないかと、ということで、パブリックコメントにつきましては、答申後に実施したいという事務局の意向でありました。

いかがでしょうか、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

第7回の会で答申書(案)を作成し、パブリックコメントを、令和4年1月17日(月)から令和4年2月16日(水)としておりましたが、事務局から説明があったように、パブリックコメント自体は本検討委員会から教育委員会に答申書を提出した後、三豊市教育委員会が前回同様、三豊市立学校再編整備基本方針を作成する段階で実施するとのことでした。10年前同様の手続きと同じように、パブリックコメントを実施したが、タイミングが早かったとのことで、よって、答申書を教育委員会に対して提出するため、本検討委員会は来年度に継続することとなります。委員の皆さまの中でも、継続していただける方、各団体の方で代表の変更がある方、それぞれいらっしゃると思いますが、次のスケジュールの変更についての中で、予定ではありますが、事務局から説明があるようです。

どうでしょうか、この間の経緯等についてお聞きになりたいこと等あれば。

事務局

失礼します。事務局から、先ほどの説明申し上げましたが、再度、答申を分かりやすいものにしていくとさせていただきます。その中で、

	<p>2点ほどですが、答申案の一番最後のページに、統合の枠組表をつけておりました。これも、市民の皆さまから見て、分かりやすくという観点で加えていたものではありませんでしたが、表の見方として、5年後、10年後、30年後は、児童生徒の数がこのようになる予測なので、5年後、10年後には、こういう校数にすると適正規模が保てるのではないかと、そういう案に対して、ご意見が頂きたかったのですが、何年までに統合させるつもりかという、間違った捉え方をされてしまいました。また、三豊中は学校組合立のため、観音寺市との協議によるという一文も加えておりましたが、それにつきましても、事務局としては、今後、協議を進めてまいるつもりで書かせていただいていたのですが、協議の状況はどうなっているんだ、観音寺市と、どんな協議しているんだといったこちらの意図と反するような聞かれ方をしてしまう、そんな表現になってしまっていました。そのあたり、もう少し、精査をさせていただいて、間違った捉えられ方をしないように、こちらも考えて案をお示しできたらと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。このように文章にすると、さまざまな、ハレーションといいますか、こちらが意図することではなかった反応もあり、再度、より分かりやすいものにしたいということでありました。統合の時期について、より分かりやすいものにしたいということと、三豊中、学校組合立として、観音寺市との協議が必要なものについての取扱の部分に、事務局として反省なさっている部分があるようです。</p>
<p>A委員</p>	<p>当初の予定では、答申案の段階でパブリックコメントを求めて、そこで多少の修正を加えていくような流れであったのかなと思いますが、答申が終わってから、パブリックコメントを出して、答申とパブリックコメント、この2つを合わせて、我々は教育委員会に返答するという認識であってますか。そうでなければ、パブリックコメントが、反映されないということが気にかかるので。</p>
<p>事務局</p>	<p>前回につきましては、要綱改正前の条文では、パブリックコメントなどの意見を反映させることができるとあり、実施する方向でおりました。改正後、答申書を受けた後に、教育委員会で基本方針を作成し、それをパブリックコメントにかけるということになります。市民の意見をどのように反映ということについては、この検討委員会の意見が、市民の意見であるとし、パブリックコメントは、基本方針で、より具体的な計画を定めたいと、皆さまからいただきたいということをお願いできればと思います。</p>
<p>A委員</p>	<p>もちろん、市民の代表として来ていますが、ここで出なかった意見とい</p>

委員長

うのも、パブリックコメントをすれば、拾える可能性がありますよね。それらをまったく聞かずに、方針が決まるということも良いと思えませんので、何らかのかたちで、次の段階ではというご説明でしたが、必ず実施いただけたらと思います。流れとしては、理解したので意見として言うておきます。

他にいかがでしょうか。パブリックコメントが先か、答申が先かということもありますが、今回、少しうまく行かなかったこともあり、やり方を変えたいということでもあります。よろしいでしょうか。

では、議題1のパブリックコメントの中止については、この件については、よろしいでしょうか。

続いて、議題2 スケジュールの変更について、議題3 委員の変更について、議題4 次回の検討委員会日程について、日程や委員の変更は、関連しておりますので、一括して説明いただきたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。では、事務局お願いします。

事務局

議題2 スケジュールの変更について、議題3 委員の変更について、議題4 次回の検討委員会日程について、関連しておりますので一括して説明させていただきます。

資料の4ページをお願いします。パブリックコメントを中止し、2月は新型コロナウイルス感染拡大により、まん延防止等重点措置の期間中であったことから、会を中止とさせていただきました。本日第8回の開催となりましたが、今年度中に答申書を教育委員会に提出が出来ないことから、資料にあるようにスケジュールを変更し、次年度の令和4年に答申書を提出予定で進めたいと考えております。7月に第9回を開催予定、12月に答申書を提出予定として記載しております。先ほどの議題1でも説明させていただきましたが、答申書を提出した後、教育委員会において、三豊市立学校再編整備基本方針を策定し、その方針について意見公募をかけていくこととなります。また、答申書については現資料を基に作成していきますが、分かりやすい表記にするなど、一部修正し、答申書を作成したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に議題3の委員の変更についてですが、5ページをお願いします。三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例となっています。今年度の7月29日に第1回を開催し、教育委員会が委員の皆様を委嘱し、この検討委員会に対し、諮問しました。一番下の第6条にあるように、委員の任期は諮問事項について、教育委員会に答申した日までとするがあります。委員の構成としては、第3条にあるように、委員は次に

委員長

掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命するとあり、本検討委員会は15名で組織しております。スケジュールを変更し、令和4年度に継続審議としますが、委員の中には団体役員の改選や学校の代表が変更となる委員もおられると思います。よって、答申までは委員の任期はありますが、変更となる委員さんがおられる場合は、新しい委員に委嘱したいと考えております。団体の代表や学校の代表としてそのまま継続の委員さんは、答申までは継続として、令和4年度も委員をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。代表が変更となるか継続となるかなど、会終了後ではありますが、事務局まで報告をお願いできればと思います。

次に議題4の次回開催日程ですが、スケジュールでは7月としており、その後12月に答申書の提出予定としています。答申後に教育委員会において、基本方針を策定し意見公募となります。新しい委員様への委嘱などもあり7月に開催予定とはしておりますが、出来るだけ早い段階で会を開催し、答申書を提出したいとも考えております。委員長・副委員長は継続していただけることとなっておりますので、第9回の開催は7月としておりますが、都合によっては早まる事をご承知おきいただきたいと思います。時期が早まる場合は委員長・副委員長協議により、各委員さんにも早めに連絡させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上で議題2 委員の変更について、議題4 次回の検討委員会日程についての説明を終わります。

ありがとうございました。検討委員会については、次年度に継続するとして、次回の会は、第9回として7月に開催する予定とのことです。それ以降については、未定となっておりますが、年内には答申書を提出できるように、会を開催していきたいとのことです。しかしながら、説明があったように、出来るだけ早い段階で答申書を提出出来ればとのことでした。今回のスケジュールは予定であり、7月開催も早くなり、答申書の提出も12月ではないかも分かりませんが、第9回の会でどのようなスケジュールで進めるかをお諮りするようになろうかと思いません。また、検討委員会の組織は、教育委員会が委嘱し、または任命するとあり、15名の委員で構成されております。委員への委嘱は、検討委員会設置条例第6条にあるように答申までとなっておりますが、委員の中には各団体の代表や、年度で変更となる方もいると思います。よって変更される委員については、変更するとして教育委員会から次の委員さんへ新たに委嘱することとなります。また、団体の代表としてその

事務局

まま継続の方は、令和4年度も委員をお願いしたいとのことでした。事務局の説明がありましたが、議題2スケジュールの変更、議題3委員の変更、議題4次回検討委員会日程についてはこれでよろしいでしょうか。なければ、ご異議なしとして、このようにさせていただきます。次回は7月末頃を予定しているとのことですが、新しい委員さんは初めての会となります。

資料も今までの資料を活用しながら進めて行くこととなりますので、資料は保管していただき、継続の委員さんは来年度もどうぞよろしくお願いたします。以上をもって終了とさせていただきます、その他に移りますが、事務局何かありますか。

次年度に継続となり、今年度中に答申書を提出できずご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

委員の変更など事務局まで連絡をお願いします。

委員長

委員の変更や継続など事務局まで連絡をお願いします。

第8回が今年度3月31日の開催となりましたが、次年度継続となります。

継続する委員さん変更となる委員さんおられると思いますが、今年度7月から検討委員会に参加いただき大変お世話になりました。

以上を持って第8回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会を終了します。

皆さんお疲れ様でした。

委員長

署名委員

署名委員
